

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和5年3月9日(木) 午前 10 時～午前 11 時5分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 片岡健一郎
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、生涯学習課長兼総合体育文化
センター長兼生涯学習センター長 佐野隆、生涯学習課統括主査 新中須俊一、
子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、子育て支援課主幹 佐久間
喜代彦、児童館長兼地域交流センター長代理 大川真由美

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第5号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第6号	岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第7号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第8号	岩倉市総合体育文化センター外壁等改修工事請負契約の 変更について	全員賛成 原案可決
議案第9号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第23号	岩倉市屋外スポーツ施設の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
陳情第2号	小中学校の給食無償化を求める陳情書	聞き置く

厚生・文教常任委員会（令和5年3月9日）

◎委員長（谷平敬子君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。このほか陳情1件が送付されており、これらの案件を随時議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） おはようございます。

本日は議案6件と陳情1件の御審議をよろしくをお願いいたします。議案につきましては、国民健康保険税とあと保育施設の運営基準に関わる案件がございます。いずれも市民の健康だとか安全を守る上で重要な案件と認識しております。

答弁につきましては、職員、できるだけ丁寧な答弁に心がけてまいりますので、どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第5号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） おはようございます。

本会議の議案の中で、国保税の現行の保険税と改正後の比較した税額との資料というお話がありましたので、今回資料を配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎委員長（谷平敬子君） 許可します。

◎市民窓口課長（富 邦也君） よろしく申し上げます。

◎委員長（谷平敬子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） この資料につきましては、1月30日月曜日に開催した国民健康保険運営協議会の資料で、ホームページにも記載をさせていただいておるものですが、表題等、表記等を少し修正したものになり、また追加で介護納付金分の対象とならない方の場合を入れた表になりますのでよろしくお願い申し上げます。

表の中のほうを少し説明させていただきます。

左上の一番上の表が、40歳から65歳未満の1人世帯で、国民健康保険税の現行、令和4年度、今年度の年間の保険税と改正後の年間の税額の比較した

表になります。例えば一番上の所得割額が43万円の場合、課税所得がゼロになり、7割軽減が対象となる世帯になります。分かりやすく言いますと、収入にするとこの方は給与収入では98万の方、年金の収入で64歳の場合は103万の年金収入になります。現行、令和4年度の年間保険税は2万1,300円になり、改正後は2万2,500円になりますので、年間1,200円、月にすると100円増額し、保険税の影響に出てきます。そういった表になります。

なお、現行では医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ、賦課限度額が102万となっておりますのでよろしくお願いします。

次に、その2つ目の下の表になります。

こちらは40歳から65歳未満の夫婦2人世帯、年間保険税額を表した表になります。

次に、その3つ目の表は、40歳から65歳未満の夫婦に就学児、例えば中学1年生の子どもがいる3人世帯の年間保険税を表した表になります。

次に、右側の表ですが、65歳から74歳までの方と、または40歳未満の方、介護納付金の対象とならない方の表になります。上が1人世帯の場合になり、下が2人世帯の表した表になりますのでよろしくお願いします。

なお、賦課限度額につきましては、医療分、後期高齢者支援金も合わせて85万円になりますのでよろしくお願いします。

以上、説明を終わります。

◎委員長（谷平敬子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この今日示された資料を見ても分かるように、所得に応じて保険税額が上がっていくということですが、本会議の質疑にもありましたように、賦課限度額によって全く上がらないという1,000万円以上の方々、所得が1,000万円の方々は上がらないということが分かる、国保の仕組みが少し分かるような資料になっていると思います。

賦課限度額については、また6月議会あたりで低所得の方々の法定軽減の対象者拡大と併せて議案が出てくるんじゃないかというふうに思いますが、700万円ぐらいまでのところで負担がずうっと上がってくる。それ以外はまた下がるという、そういう構造になっているということが分かります。

それで繰り返しになりますけど、国民健康保険というのは、前の全員協議会で示していただいた資料にもありますように、所得階層別の世帯数ということで100万円未満が54.6%、100万円から200万円未満が22.7%、合わせて77.3%が200万円未満ということで所得が低い世帯が多いということ。

それから、もう一点は所得が低いところに一定の課税がされてくるものですから、他の健康保険と比較をしても所得に占める保険税割合が高いという特徴があるということで、これは国保の構造的問題と言われてはいますが、この点については認識は一致しているかということをも確認したいというふうに思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員のおっしゃられたとおり、岩倉市の全体の国民健康保険の中では、やはり低所得者の方が多い状況になっております。そういったことを配慮しながら、今回の保険税の改正をシミュレーションしながら検討していった経過がありますのでよろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 代表質問でも市長が答弁されたように、平等割を上げなかったということだとか、そういう努力はあったというふうにはもちろん思います。

ただ、均等割を上げるということは、世帯人数が多い子育て世帯などにも影響がいくんではないかというふうに思います。

もう一点、前回全員協議会で示された資料を見ますと、年齢階層別の状況ということで65歳以上が多いわけですが、ゼロ歳から9歳、10歳から19歳ということでも9.1%になりますかね。やっぱり子どもたちが国民健康保険に入っていると、加入しているということも一定分かるわけですね。ですから、確実に子育て世帯が国民健康保険の加入世帯の中に一定いるということも分かるというふうに思います。

それで、この間少し議論していますように、例えば今国の制度として就学前までの子どもの均等割は5割軽減されているんですけど、それに市独自に政策的に上乘せをするだとか、こういう措置を取るということは、それに対して一般会計からの繰入れをするということについては、国が減らすべきというふうに定めている決算補填に当たるのかどうか、この点について市の見解をお聞かせください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 県に改めて確認したところ、保険者による政策、一律の軽減ですね。そういったものにつきましては、決算の補填目的として国から解消すべきものとして示されているということを確認しております。

また、第2期愛知県国民健康保険運営方針の中で今回示されたんですが、決算補填等を目的とした法定外の一般会計の繰入れを行っていない市町村は、新たに行うことのないようにするとの記載を今回されておりました。なお、法定外の繰入れにつきましては、国民健康保険加入者以外の市民の方に負担を求めることにもなることから難しいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 国の言い分のちょっと破綻しているところがあるというふうに思いますね。例えば所得の減少によって、その基準によって一律的に減免する制度もあるというふうに思いますし、他市が、例えば子どもに対する均等割の減免を上乗せしているのが県内で3市1町あると思うんですけど、こういったところはどんどん解消が求められていくのかどうか。やった時期が早ければオーケーなのか、何かちょっと県の言い分に整合性を感じないところがあるんですけど、政策的にやっていることに対しても一般会計の繰入れをするということは、決算目的というふうにみなされるということで再度確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） すみません。

保険者の施策による一律的な軽減は、県のほうから、決算補填の目的として国から解消すべきものと言っていると思いますので、よろしくお願いします。

なお、さっき委員さんが言われましたとおり、所得の激減とか災害等の減免につきましては規則等で定めておるものとなっておりますので、そういったものにつきましては、一般会計からの繰入れ、法定外の繰入れは対象内となっておりますのでよろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） ということは、既に実施しているような減免制度、例えば低所得によって減免しているところは県内で25市町村あるというふうに、だから半分ですね、ほぼ。46%と言われておりますけど、こういったところは、全部一般会計からの繰入れを解消しなきゃいけないというふうに義務なんですか。それとも努力義務程度なのか。全くやっちゃいけないということだったら、もうこれはできませんよね。その県内の市町村の状況について、県は何と言っているのか教えてください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保険者努力支援制度におきまして、この一般会計の赤字解消の繰入れについてはペナルティーがつく対象となっております。また、赤字の解消計画につきましても6年計画で解消することが定められておるというところでもありますので、先ほども話をいたしました、新たな決算補填目的の繰入れについては設けないということでもありますので、今後県のほうも、既に実施しているところについてもお話をしていくものであると考えております。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉市は、保健事業と福祉医療制度の波及分として法定外の繰入れをしている。これは決算補填にならないというずっと説明がされてきたんですけど、それ以外に決算補填が目的とならない法定外の繰入れってどういうものが想定されるんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 岩倉市においても実施しております

保健事業に関する繰入れでございます。

◎委員（木村冬樹君） 保健事業と福祉医療の医療費に跳ね返る波及する分は補填できるというふうになっているんだけど、それ以外に何か示されているものってあるんですか。認められる、一般会計からの法定外の繰入れの中身として。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 決算補填等目的以外のものにつきましては、保険料の減免額に充てるもの、また直営の診療施設に充てるためのもの、あと基金の積立て、返済金等が該当しております。

〔発言する者あり〕

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 所得激減や、災害等による減免として規則等で定めたものということでございます。

◎委員（木村冬樹君） 例えば市への政策として規則に定めたものであったら、それはどうなるんでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 先ほどにも御説明しましたが、一定の一律の軽減という形の対象となりまして、決算補填の目的というふうになりますので解消するべきものと示されております。

◎委員（宮川 隆君） 国民健康保険制度の継続性という観点で、繰越金の推移に関してお聞きしたいというふうに思います。

令和3年、4年と税率の据置きを行っております。その関係もあって、繰越金が年々減少しているふうに取り出れるわけでありまして。

来年度というか今春闘の中で一定の国民の賃上げというのが予想される部分があるんですけれども、それが反映されるのは再来年度になるというふうに思います。

全体的に先ほど木村委員が言われましたように、高齢者の加入率が高い、そして低所得の方の加入率が高い国民健康保険なんですけれども、継続的にこれからずっと続けていくに当たって、安定的な財源というのはやっぱり見越して運用していかなければならないというふうに思うんですけれども、ここで全員協議会で頂いた資料によりますと、6年度の見込みは一定示されているんですけれども、近未来というんですかね。ここ数年の経緯に関して繰越金、そして市民の所得の推移というのをどのように見られているんでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 推移につきましては、給付費につきましては年々1人当たりの給付費が増加をしております。高齢化によるものと先進医療によるもので1人当たりの医療費が、令和2年度につきましてはコロナ感染症の関係で一時給付費は下がりましたが、3年度につきましては回復

し、そのまま1人当たりの給付費が今年度につきましても上がっておる状況です。その状況から見ますと、やはり1人当たりの給付費が上がりますので、市が納める納付金というものも年々上がってくる状況でありますので、そういった状況を見ながらこちらの繰越金というのが計算されておりますので、よろしくお願いします。

◎委員（堀 巖君） 私からは、私も議員もそうですけれども、ほかに職業がなければ国民健康保険者の被保険者で加入していたことがあるわけですが、課税所得に対して国民健康保険者の税額の率を他の健康保険と比べてどうなのかというところ。これだと10%、1割を超えるような負担をずうっとになるようなところも多々階層別によってはあると思うんですね。ほかの保険者との比較という資料というのは市当局はお持ちなんですか。そういった比較検討をしたことがあるんでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 詳しい資料まではありませんが、計算する中でホームページ等を、他市のホームページ、社会保険のホームページ等を見させていただいたところ、やっぱり社会保険とかは現役の方が加入されている保険でありますので、やはり医療費のほうあまり上がっていない、1人当たりの医療費が。そういったところで保険料のほうは少し上がっている団体もありましたけど、あまり急激に国民健康保険のように上がるというところはありませんでした。

あと比較してみますと、保険者のほうが半分負担されますので、そういったところと比較すると多少国民健康のほうが負担の割合は多いかもしれませんが、低所得者にとってはちょっと国民健康保険のほうは負担は多いとは思っております。

◎委員（木村冬樹君） 一般会計からの法定外の繰入れについて決算補填というところが少し分かりました。

ちょっとここで名古屋市の例を少し示したいと思いますが、名古屋市は法定外繰入れによる減免だけではなく、名古屋市は国保料算定の基礎となる所得額について扶養家族、障害者、ひとり親がいる世帯に配慮した独自の控除制度を設けているというふうに言って、ですから政令市の中で断トツに国保料が安いといえますか、負担が少ない、そういう形になっているというふうに聞いております。

例えば岩倉市の場合も、国保税を算定する基礎となる所得額についていろんな政策的に配慮して、独自の控除制度を設けるということは可能なんですか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 繰り返しになりますが、保険者の施策に

よる一律軽減というものは、決算補填の目的として国から解消すべきものと一定示されておりますので、そういった点を県のほうにも再度確認しまして、こちらのほうを御回答させていただいておりますので、難しいものだと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 決算補填目的の一般会計からの法定外繰入れについてはそういう制約があるということは分かるんだけど、税を算定する控除制度の仕組みを岩倉市独自に設けることはできるでしょう。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 繰り返しになって申し訳ございませんが、愛知県が将来的に保険料水準の統一を目指すというふうな状況であることから、現時点で一般会計からの繰入れ等は難しいというふうに私は考えております。

◎委員（木村冬樹君） 一般会計からの繰入れの話をしているんじゃないくて、税の算定するための所得を決める控除制度を充実させることができるかといえればできるというふうに思います。もう少しその辺もしっかり勉強していただいて、他の市町村がどういう工夫をしているのかというところも見て、最初に確認したように、国保には低所得の人が多い。それから、所得に占める保険税割合がほかの保険と比べて断トツに高いんですよ。だからそういうことをやっぱり考えて、配慮はされたと思いますよ、平等割を上げなかったわけですからね。だけど、そういう工夫もしながら、本当に市民に寄り添って制度設計をしていただきたいということを要望しておきます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） すみません、1か所訂正をお願いします。

A3の表の中で、右側の表になりますが、1番目の1人世帯の場合、65歳以上74歳未満と書かれておりますが、こちらのほう75歳未満というふうに、下の表の2人世帯もなりますが、修正のほうをよろしくお願いします。すみませんでした。

◎委員長（谷平敬子君） 質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 反対討論です。

議案第5号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」反対の立場

で討論を行います。

国民健康保険には所得が低い世帯が多く、所得に占める保険料割合が高いという構造的な問題があることは、これまでの議会で繰り返し認識を一致させてきたところであります。本日も確認させていただきました。

2月17日の全員協議会で配付された資料にも所得100万円未満が54.6%、100万円から200万円未満が22.7%と200万円未満が77.3%を占めていることが示されています。

2019年の数字ですが、各種健康保険における所得に占める保険料割合については国民健康保険が10%、協会けんぽが7.5%、健保組合が5.8%、共済組合が5.8%となっており、所得に占める保険料割合は国民健康保険が断トツに高い状態になっています。

全国知事会は、この構造的な問題を解決するために国に1兆円の公費投入の必要性を訴えており、これが実行されれば協会けんぽ並みの保険料にすることができそうです。

岩倉市における来年度の国民健康保険の被保険者数は、市民全体の約18%、8,452人となっています。75歳からの後期高齢者医療制度へ移行する被保険者が毎年400人ほどお見えになるということで、被保険者数は減少傾向にあります。医療費の伸びも考慮しますと、国民健康保険の構造的な問題は今後ますます顕著になっていくものと考えられます。

そのような構造的な問題がある国民健康保険ですが、2018年度から県単位化が行われて、県が示す納付金を納めるために標準保険料率を参考に、毎年保険料率の改正が検討されています。

2018年度は値下げとなり、2019年度は据置き、2020年度は値上げ、2021年度は据置き、2022年度も据置きという経過を経てきています。そして、来年度は所得割を1.5%上げて11.6%に、均等割については、介護納付金分は40歳以上の方だけですが、全体として3,700円上げて4万6,800円とするものになっています。

今回の値上げは、物価高騰が続いている中で、市が市民に対して負担増の追い打ちを行うものであります。特に均等割の値上げは、世帯人員の多い子育て世帯を直撃するものとなっています。市が配付した資料を見ると、所得1,000万円以上の世帯が80世帯あり、それらの世帯は賦課限度額に守られて、今回の値上げの影響がないということも明らかになっています。

応能負担の強化や構造的問題の解決のために賦課限度額の引上げ、さらには撤廃を求めていく必要があるのではないかと考えます。

県内市町村では25市町村、46%が低所得による保険料の減免を実施してい

ます。岩倉市でも市独自の施策として県内４市町で実施されている子どもの均等割の軽減拡大など、赤字補填とはならない形を取りながら、所得の低い世帯や子育て世帯の負担を少しでも軽減する、この努力をすべきではないかというふうに考えます。

税率改正の検討と同時にそのような軽減拡大も同時に検討していただきたい、このように思います。

以上の点から、この議案第５号については反対とさせていただきます。

◎委員（宮川 隆君） 議案第５号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」の賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、県から示された令和５年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果によるものです。

反対討論にもありましたように、高齢化社会にあって核家族化も進み、岩倉市内における国民健康保険加入者のうち60歳から74歳までの方が51.4%を占め、所得階層別世帯数も200万円未満の世帯が77.3%、お一人もしくはお二人の加入世帯が90.9%を占めるほか、高度医療の提供などにより財政的に著しく厳しい状況下で運営されています。

その中であって県から示された数値に対して、繰越金の活用などにより急激な保険料及び保険料率の上昇を抑制するほか、所得の少ない世帯や未就学児被保険者世帯への減額措置を行うなど、担税能力を考慮した改正となっていること、加えて高齢化が加速する中で岩倉市の国民健康保険の永年の安定運営を望む観点からも、この議案に賛成すべきものと考えます。以上です。

◎委員長（谷平敬子君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第５号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第５号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第６号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） お願いします。

第6条の3項の記述についてお尋ねをいたします。

自動車を運行する際には、利用者の所在を確認しなければならないという記述がございますが、見落とし等を防止する装置等の備える旨の記述がございませんが、その記述がない理由をお尋ねいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 本条例の改正の基になってございます、上位に当たる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準におきまして、このような改正がされているということで、上位の省令に準拠はしてございます。具体的に後に出てくる8号との比較という理解をさせていただいておりますが、放課後児童健全育成事業につきましては、児童は学校から直接放課後児童クラブに行き、また帰りは保護者が迎えに来るということで、いわゆる装置におけるような状況は日常的な送迎が想定される場合ということでございますので、この放課後児童健全育成事業には日常的な送迎が想定されにくいということで、このような形になっているというふうには理解をしております。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正につきましては、4つの義務づけるもの、あるいは努力義務とするものという取扱いがされていくというふうに思います。

それで今、第6条の3の関係は少し説明がありましたが、そのほかの改正の部分も含めて、岩倉市の実態としてはどのような対応をしているのかという点について説明をいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 6条の2の改正という意味で申し上げますと、安全計画の策定や消火訓練、避難訓練等ということでございますが、本市におきましては、全児童クラブにおきまして年1回消防署員の指導の下で避難訓練も実施しておりますし、またそれぞれの放課後児童クラブにおきましても月1回の避難訓練は実施しているような状況でございます。

続きまして、12条のほうの業務継続計画でございますが、放課後児童健全育成事業、反対のものはいわゆるBCPというものはございませんけれども、市としてのBCP計画はございます。また、業務継続計画ということにはなっておりませんが、地震が発生した際の対応マニュアル等はあるところでございます。

続きまして、13条でございます。

衛生管理や研修ということでございますが、現状感染症や食中毒予防の研修ということは個別には実施をしておりますが、児童厚生員のほう、または放課後児童支援員を受ける際の資格研修の中では、感染症や食中毒に関する

るメニューというところはあるところではございます。

◎委員（木村冬樹君） 実態はよく分かりました。

一定対応はされてきているというところで、この条例改正があったとしても十分対応していけるものだと思います。

それで、この法令が例えば感染症や非常災害の発生時におけるBCPの策定だとか、訓練や研修、それから感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練ということで、こういったことは努力義務となっているんですが、実態としてなかなか努力義務という法令にしないと対応できないようなところが全国的に多いということで、こういう努力義務という規定になっているのでしょうか。なぜ義務化するものと努力義務となったものが分けられているのかという点について、国の考えが分かりましたら教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 本条例の先ほどもおっしゃられた改正根拠となっておる省令のいわゆる改正趣旨というところは、令和4年の1月に国のほうで児童福祉施設等の感染防止対策や指導監査の在り方に関する研究会報告というところで、一定方向性が取りまとめられまして、児童福祉施設に対しては今おっしゃられたようなところの点について努力義務として求めるべきというふうに意見がありました。その中で児童福祉施設以外につきましても、厚生労働省令で運営等に関する基準が定められている例えばこの放課後児童健全育成事業についても、児童福祉施設と同様にこの報告書の内容を踏まえて所要の改正を行うこととなってございます。

なぜその努力義務だったかというところにおきましては、なかなかその中でも議論が大きくされている部分というのが、会議録等を拝見してもやはりちょっと見るができなかったものですから、その中での議論についてまで、すみません、踏み込んで理解をするというところまでちょっとできませんでしたので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

では、12条の2とか13条の改正の内容について、今後岩倉市として4月1日から施行ですが、努力義務ですが、しっかりBCPの策定や研修、訓練をやっていくという考えでいるのかどうかという点についてお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） そこはそれぞれの施設でできるようにひな形等も示されておりますので、それを基準に詰めていきたいと思っています。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第6号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第7号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） お願いします。

第7条の2項ですかね。自動車等にブザー等の設備を設置しなければならないというような記述がございますというところですけども、家庭的保育事業者等というふうに冒頭がございますが、この家庭的保育事業者等というのは、岩倉市においてはどのような事業者になるのか、対象を教えてくださいたいのと、またそれらは送迎を目的とした自動車の運行をしているのかといったところをお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 第7条の3第2項というところでございます。いわゆるこの条例で該当している本市の事業所におきましては、小規模保育事業所に当たります。民間の中では子どものまち保育園とゆうか・さいち保育室が該当しまして、それぞれの施設におきまして送迎目的のバス、車両は有しておりません。よろしくをお願いします。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例の一部改正は、家庭的保育事業等のものがありますが、もともとの法令の改正についても少しお聞かせいただきたいと思いますが、岩倉市において、例えば岩倉市でいえば保育園送迎ステーションがあります。

それから、通園のためのバスを所有している民間の事業所もあるということで、こういったところはどのような対応になっていくのか。このブザー、その他の車内の園児の見落としを防止する装置というのは、具体的にはどういうことが想定されるのか。ちょっと2つにわたりますけど、その点について説明お願いいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今御質問のございました本市のこの条例以外のところでやはり認定こども園であるとか保育園につきましては、県の条例のほうで同じような義務づけの規定がされてくるかと。また、送迎ステーションにおきましては補助金の基礎にもなっています広域的保育事業という事業のほうで同様の義務づけがされます。

いわゆるブザー等の装置というものにつきましては、国のほうからもガイドラインが出ておりまして、具体的な機種とかも示されているところではございますが、大きく2方式ございまして、降車時確認式というものと自動検知式というものでございます。

少し説明をさせていただきますと、降車時確認式というのは、全ての児童・園児が降りた後に、職員のほうが確認をするために車の車両の一番後部座席の奥まで確認をしながら行って、奥で機械のボタンを押すことによって確認をしましたと。それを押さないとエンジン停止後、一定時間がたってからブザーが鳴るというタイプでございます。

また、自動検知式というのはエンジンを切って1時間たつたと、いわゆる赤外線のような温度検知のような形で車両の天井にスイッチが付きまして、熱などのセンサーで人が動いたりすると反応して鳴るというタイプということで、そのどちらかということになってございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

また予算がつけられておりますので、そこで議論をしたいと思います。

第10条の改正の関係で、本会議でも質疑がありましたが、これも家庭的保育事業所だけではなくその他の岩倉市にある保育施設についてお聞きしたいわけですが、本会議では東部保育園などではそういうことが可能になってくるのではないかと、そういう答弁があったというふうに思います。

それで、この保育に支障がない場合に限りという判断がどのようにされるのかなというところが少し気になるところであります。保育士の負担の問題なんかも含めて、この保育に支障がない場合に限りという判断は、少し重要になってくるのではないかなと思いますけど、そういったことについては、どのように考えてらっしゃるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 保育に支障のないことに関しましては、厚生労働省のほうから子ども家庭局の保育課にはなるんですけども、保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等においてという事務連絡は出てはおります。

ただ、この事務連絡の中でも実施に当たっての具体的な留意事項として、人員配置であるとか面積の確保という満たさなければならない物理的な要件や、また障害児との交流をする場合には、その障害児の特性や発達の状況に応じた支援ができるように配慮してくださいということは示されているんですけども、今御質問にいただいたような、具体的にこのような場合にはどのような例示は示されてはございません。

先ほど言われました現状の、例えば今あるあゆみの家と仙奈保育園の状況

で少し想定をしてみましても、そのような条件が考えられるというのは、例えばあゆみの家での支援が、お子様たちが早く帰られて、本当に支援する人数と園児のほうに余裕ができたときには隣の仙奈保育園に応援に入るとか、そういうような状況でというふうには想定はしております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第8号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） ただし書のところに、健康保険法施行令ですけど引用しています。国民健康保険条例というのは、上位法は国民健康保険法だと思いますけれども、この健康保険法は国民健康保険を包括していますか。

ちょっと質問が意地悪だったかもしれませんが、包括していないというか、国民健康保険条例は上位法は国民健康法だと思います。で、あえて健康保険法を引用してきているんですけれども、一般的に初めて出てくるときは、括弧書きで法令や施行令で説明をしているわけなんですけれども、あんまり出てこないのが普通かなというふうに私は考えるわけですが、市民からすると、

一々これは施行令を見に行かないといけないわけで、やっぱり分かりやすい条例をつくるという方針はずうっと前からあったわけですがけれども、あえてここに分かりやすく書こうという議論はなかったんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 本市の出産育児一時金の支給額は、これまで一律42万円ということで分かりやすく記載をしておりました。

改正前の健康保険法の施行令では、出産育児金については40万8,000円と加算額を区分しておりまして、この加算額は産科医療補償制度の掛金1万2,000円を想定しているというところから、本市の現行の支給額は、この掛金分を含めて42万円としておりました。

産科医療補償制度の創設当初、これは平成21年頃になりますけれども、この制度に加入していない病院もあったということから、本市では一律に42万円の支給としておりましたが、現在、当該制度の加入率は99.9%、これは全国で、愛知県では100%という状況でありまして、加入の有無を判断できるという状況から、このたびの改正に併せまして健康保険法に基づいて改正をするというところでございます。

県内市町村の条例の規定では、約8割が区分をして設定をしているという状況であることから、このたびの改正に併せて産科医療補償制度に該当する場合としない場合の支給額について区分をして、改正をしたものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 今回42万円から50万円ということで8万円上がるということで、これが本当に効果を出して、出生数が増えていけばいいなというふうには思いますが、予算で聞いたほうがいいのかもかもしれませんけど、ちょっと参考までに、この数年間の出産育児一時金の給付というのは今すぐ分かりますでしょうか。参考までにお問い合わせいたします。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和4年度の出産育児一時金の申請件数につきましては、令和5年1月末時点で33件になっております。なお、令和2年度については34件、令和3年度は31件ということで、件数につきましてはほぼ横ばいという状況でございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第9号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「岩倉市屋外スポーツ施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 大変しつこい質疑で申し訳ありませんけど、この指定管理者に指定される会社につきましては、一定評価しているところではありますが、ふれ愛まつりのときに不適切な対応があったということで、12月議会で指摘をさせていただいたというふうに思います。

やはり市民に対してしっかり親切丁寧ないろんな制度の説明だとか使用方法の説明なんかをしなきゃいけないというふうに思いますので、そういった点についてはしっかり反省をして対応していただきたいと思いますと思いますが、その点についてどのようになっていますでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 以前、御質問いただいたときにも申し上げましたが、この件に関しましては、本人に対しましてその上席の者が同席の上、教育こども未来部長と私のほうから、注意・指導を行って、本人も市民に対してちょっと行き過ぎた言動があったというところで反省しておりました。

指定管理者としては非常によくやっただいているというふうに我々も思っておりますので、そのような瑣末なというか、初歩的なところで評価を落とすのは、市民にとっても不快なことですし、その指定管理者にとってもよろしくないことでもありますので、今後そういったことがないように、折に触れてそういった指導はしていきたいというふうに考えております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第23号「岩倉市屋外スポーツ施設の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第23号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第2号「小中学校の給食費無償化を求める陳情書」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） ただいま聞きおくという発言が一部あったというふうに思います。

この陳情の内容につきましては、私たちの会派としては全面的に賛成できるものでありますので、重く受け止めて、しっかり勉強していくことが必要だと思っています。できれば請願並みに扱ってというふうには思いはありますが、委員の皆さんが聞きおくということであれば、その対応でもやむを得ないというふうに思っています。

◎委員長（谷平敬子君） 分かりました。

各委員においてしっかりと熟読していただきますようお願いして、聞きおくにさせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。